

「児童・生徒の運動競技について」の文部省通知廃止に伴う 新たな児童生徒の運動競技についての取り扱いについて

標記のことについて、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会、(財)全国高等学校体育連盟、(財)日本中学校体育連盟及び全国連合小学校長会は、以下の通り申し合わせる。

記

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、その適正な実施及び参加がなされるよう、次の基準によるものとする。

各団体は、この基準に沿って運動競技の実施及び参加が適正になされるよう取り計らうものとする。また、その際は、各団体がこの基準を超えない範囲で詳細な定めを設けることを妨げない。

児童生徒の運動競技の実施及び参加に関する基準

1 学校教育活動としての対外運動競技について

(1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項

小学校、中学校又は高等学校の運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同開催を基本とし、学校教育活動の一環としての児童生徒の参加はこのような競技会に限る。

主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達からみて無理がないように留意する。

主催団体、学校ともに、運動競技会に参加するものについては、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。

(2) 運動競技会の開催・参加についての個別事項

小学生の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として都道府県内における開催・参加とする。なお、このことは、地方ブロック大会及び全国大会の開催・参加について禁じる趣旨ではない。

中学生の運動競技会は、都道府県内における開催・参加を中心としつつ、地方

ブロック大会及び全国大会の開催・参加を行う。この場合、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、地方ブロック大会及び全国大会の開催・参加は各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。

高校生の運動競技会は、都道府県内における開催・参加のほかに、地方ブロック大会及び全国大会の開催・参加は、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。

この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、広く国民のうちから競技水準の高い者を選抜して行うものに参加することについては、国と財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

2 学校教育活動以外の運動競技について

学校教育活動以外の運動競技会に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者と連携して、児童生徒が競技会に参加する状況を把握する。

平成13年3月20日

全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会幹事長

(財)全国高等学校体育連盟会長

(財)日本中学校体育連盟会長

全国連合小学校長会